



五管区水路通報第11号

209項－230項

平成25年3月22日

※本通報に使用している経度、緯度は**世界測地系(WGS-84)**に基づいています。

第 209項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	射撃訓練
第 210項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練等
第 211項	本州南岸	串本港	灯台光達距離変更
第 212項	大阪湾		ヨットレース
第 213項	阪神港	大阪区	水路測量
第 214項	阪神港	大阪区、内港航路及び付近	航行制限
第 215項	阪神港	大阪区、第6区	航泊禁止
第 216項	阪神港	神戸区、第2区	浮揚試験
第 217項	阪神港	神戸区、第4区	小型船舶実技講習
第 218項	淡路島	岩屋港付近	突堤完成
第 219項	淡路島	岩屋港付近	護岸築造工事
第 220項	淡路島	沼島	護岸補強工事等
第 221項	明石海峡	明石港	浮棧橋設置
第 222項	東播磨港		物揚場完成
第 223項	姫路港東方	八木港	航泊禁止
第 224項	相生港		重量物荷役作業
第 225項	徳島小松島港	小松島区、第3区	灯標灯高変更
第 226項	四国南岸	宿毛湾港	防波堤完成
第 227項	四国南岸	宿毛湾港	標識灯について
第 228項			気象情報の提供一時休止
第 229項			海図改版
第 230項			特殊書誌新刊

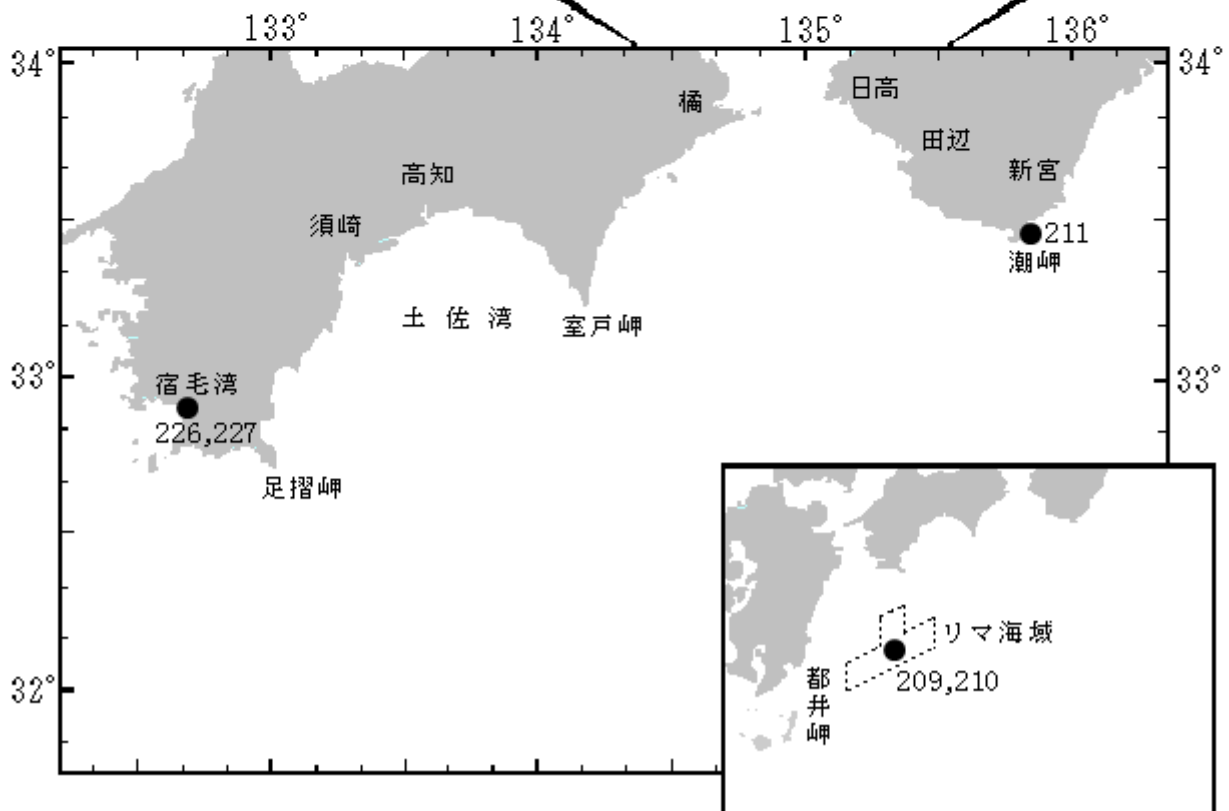
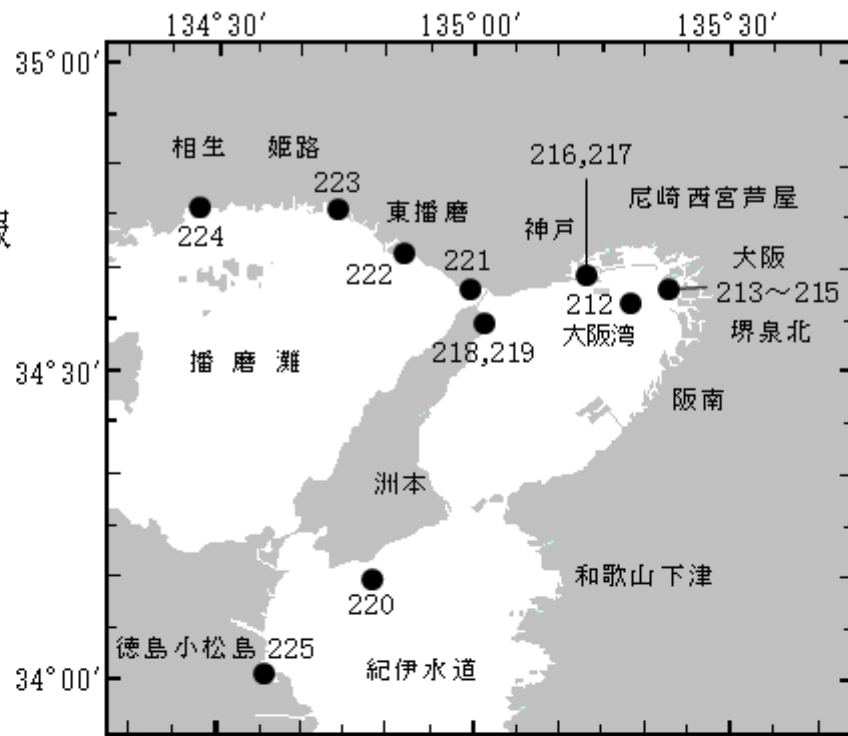
※[海図の改補\(小改正\)のお知らせ\(海上保安庁水路通報第10号\(平成25年3月15日発行\)掲載分\)](#)

今週は、五管区内の小改正通報はありません。

五管区水路通報

第11号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
TEL: 078-391-6651 (内線2515、2516)
FAX: 078-332-6307 (自動受信)

※五管区水路通報提供サービス
FAX: 078-332-6307.....最新号(ポーリング受信方式)
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

★25年209項 四国南岸 — 足摺岬南方(リマ海域及び付近)

射撃訓練

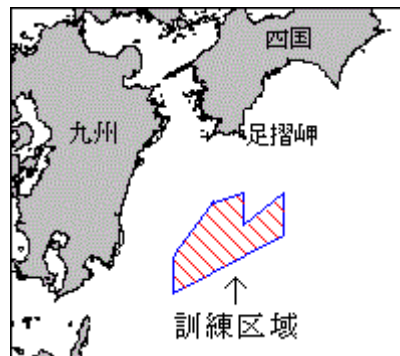
自衛隊航空機による空対空射撃及び空対水射爆撃訓練が実施される。

期 間 平成25年4月1日～30日(土曜、日曜及び祝日を除く) 0800～1700

区 域 下記10地点により囲まれる区域

- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-30-43N 132-09-21E
- (8) 32-00-13N 132-34-51E
- (9) 32-03-13N 132-37-51E
- (10) 32-01-43N 132-37-51E

海 図 W157
出 所 防衛省



★25年210項 四国南岸 — 足摺岬南方(リマ海域)

射撃訓練等

自衛艦及び自衛隊航空機による対空射撃、水上射撃訓練及びフレア発射訓練が実施される。

期 間 平成25年4月8日、10日～12日(予備日9日、13日) 0600～1800

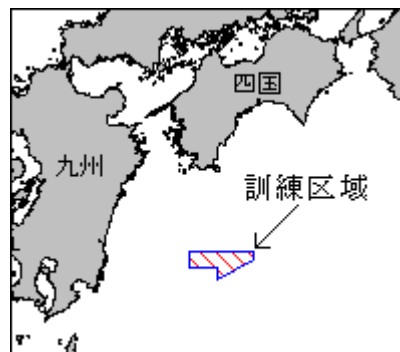
区 域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 31-48-13N 133-29-51E
- (2) 31-42-13N 133-29-51E
- (3) 31-28-13N 132-59-51E
- (4) 31-36-13N 132-59-51E
- (5) 31-36-13N 132-37-51E
- (6) 31-48-13N 132-37-51E

備 考 射撃訓練は、射撃海面上に船舶・航空機が存在しないことを確認しながら実施される

海 図 W157

出 所 防衛省海上幕僚監部



★25年211項 本州南岸 ー 串本港 灯台光達距離変更

五管区水路通報25年9号171項削除

串本トウジロ鼻灯台(灯台表第1巻2893)(33-27.8N 135-47.9E)の光達距離が変更された。

光達距離 新) 閃光3.5海里 不動光1.0海里

旧) 閃光7.5海里 不動光3.5海里

海図 W99(分図「串本港」共)

出所 田辺海上保安部



★25年212項 大阪湾 ヨットレース

夢洲西方から神戸空港南方までの間において、クルーザーヨット(15隻)によるヨットレースが実施される。

期間 平成25年4月7日 1000~1630

区域 下記3地点を結ぶ線上付近

(1) 34-39.6N 135-21.6E

(2) 34-37.6N 135-19.9E

(3) 34-35.0N 135-15.0E

備考 上記3地点にコースを示す橙色円筒形浮標が設置される

レース中は警戒船が配備される

海図 W1103(JP共)

出所 神戸海上保安部



★25年213項 阪神港 ー 大阪区 水路測量

夢洲南方において、水路測量が実施される。

期間 平成25年3月23日~6月28日のうち8日間

区域 下記23地点により囲まれる区域

(1) 34-38-48.5N 135-24-45.4E

(2) 34-38-45.4N 135-24-38.4E

(3) 34-38-43.8N 135-24-39.4E

(4) 34-38-28.5N 135-24-03.9E

(5) 34-38-25.8N 135-24-05.6E

(6) 34-38-20.9N 135-23-54.0E

(7) 34-38-23.6N 135-23-52.3E

(8) 34-38-07.3N 135-23-14.3E

(9) 34-38-06.7N 135-23-14.7E

(10) 34-36-42.2N 135-20-55.4E

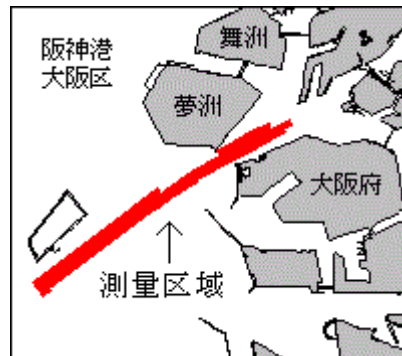
(11) 34-36-40.3N 135-20-57.1E

(12) 34-36-35.4N 135-20-49.0E

(13) 34-36-46.0N 135-20-39.6E

- (14) 34-37-32.4N 135-21-56.1E
- (15) 34-37-33.1N 135-21-55.5E
- (16) 34-37-58.6N 135-22-37.5E
- (17) 34-37-56.0N 135-22-39.8E
- (18) 34-38-13.3N 135-23-08.4E
- (19) 34-38-25.8N 135-23-37.4E
- (20) 34-38-28.7N 135-23-35.6E
- (21) 34-38-48.9N 135-24-22.6E
- (22) 34-38-46.0N 135-24-24.4E
- (23) 34-38-53.7N 135-24-42.2E

備考 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚
 海図 W123(JP共) - W1103(JP共) - W1146(JP共)
 出所 五本部海洋情報部



★25年214項 阪神港 — 大阪区、内港航路及び付近 航行制限

阪神港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航行等が引き続き制限される。

期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

区域 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-08.6N 135-23-25.5E (赤色灯付浮標)
- (2) 34-38-01.5N 135-23-10.7E (大阪第2号灯浮標)
- (3) 34-37-18.7N 135-22-00.3E (大阪新島埋立区域南第4号灯浮標)
- (4) 34-37-33.0N 135-21-46.0E (緑色灯付浮標)
- (5) 34-38-23.9N 135-23-09.8E (大阪第1号灯浮標)

- 制限事項
- 1) 航行制限区域に出入しようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する総トン数500トンを超える船舶の進路を避けなければならない。
 - 2) 船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、投錨し又は曳航している船舶を放してはならない。
 - 1 海難を避けようとするとき。
 - 2 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
 - 3 港長の許可を受けたとき。
 - 3) 船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない。

海図 W123(JP共)
 出所 阪神港長公示大第25-3号(25.3.18)



★25年215項 阪神港 — 大阪区、第6区 航泊禁止

阪神港大阪区における新島建設工事による付近航行船舶の安全確保のため、船舶の航泊が引き続き禁止される。

期 間 平成25年4月1日～30日

区 域 6地点を結んだ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-37-56.5N 135-21-12.0E (岸線角)
 (2) 34-37-57.9N 135-21-10.5E
 (3) 34-38-19.5N 135-21-31.3E
 (4) 34-37-56.8N 135-21-56.5E
 (5) 34-37-43.6N 135-21-39.1E
 (6) 34-37-41.5N 135-21-33.8E (防波堤先端)

禁止事項 総トン数500トン以上の船舶は、上記区域を航行及び停泊してはならない。

備 考 上記区域を
 ・黄色灯標(レーダー反射器付、同期点滅) 14基
 ・黄色標識灯(レーダー反射器付、同期点滅) 6基 (潜堤明示用)
 ・黄色標識灯 2基
 で表示

海 図 W123(JP共)

出 所 阪神港長公示大第25-1号(25.3.18)



★25年216項 阪神港 — 神戸区、第2区 浮揚試験

摩耶ふ頭G岸壁前面において、標体浮揚試験が実施される。

期 間 平成25年4月8日～22日(予備日23日～26日) 0800～日没

区 域 34-41-33N 135-13-58E 付近

備 考 試験は岸壁上のクレーンにより標体(全長1～4m)を吊り上げ、海面へ落下させる
 試験中は警戒船が配備される

海 図 W101A(JP共)

出 所 阪神港長



★25年217項 阪神港 — 神戸区、第4区 小型船舶実技講習

和田岬西方において、小型船舶実技講習が実施される。

期 間 平成25年4月6日、7日(予備日11日～13日) 0900～日没

区 域 下記2地点付近

(1) 34-39-05N 135-10-12E
 (2) 34-38-54N 135-10-49E

備 考 上記(1)地点付近にコースを示す橙色球形浮標が3基設置される

海 図 W101A(JP共)～W101B(JP共)

出 所 阪神港長

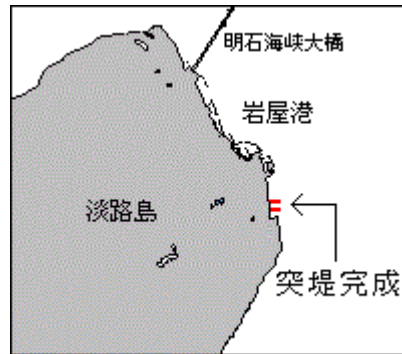


★25年218項 淡路島 ー 岩屋港付近 突堤完成

岩屋港付近において、突堤が完成した。

- 区域1 下記2地点を結ぶ線上 (幅13.5m)
- (1) 34-35-00.9N 135-01-21.3E (岸線上)
 - (2) 34-35-01.1N 135-01-23.4E
- 区域2 下記2地点を結ぶ線上 (幅11m)
- (3) 34-34-57.6N 135-01-22.0E (岸線上)
 - (4) 34-34-58.1N 135-01-24.0E

海図 W131 (JP共)
出所 五本部海洋情報部

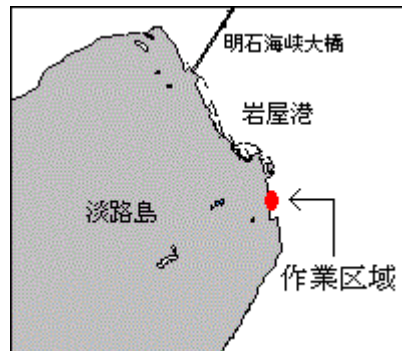


★25年219項 淡路島 ー 岩屋港付近 護岸築造工事

岩屋港付近において、潜水士・起重機船による護岸築造工事が実施される。

- 期間 平成25年4月1日～10月20日 (予備日21日～31日) 日出～日没
- 区域 34-35-00N 135-01-22E 付近
- 備考 作業船のアンカーの位置を示す橙色球形浮標が設置される
作業中は警戒船が配備される

海図 W131 (JP共)
出所 神戸海上保安部

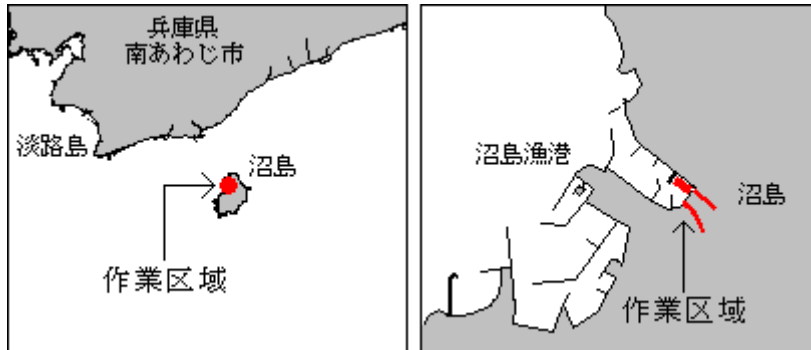


★25年220項 淡路島 — 沼島 護岸補強工事等

五管区水路通報24年44号1143項削除

沼島漁港において、クレーン付台船等による護岸補強工事及び掘下げ工事が実施されている。

期間 平成25年6月20日まで
区域 34-10-14N 134-49-18E 付近
備考 作業中は警戒船が配備される
海図 W150C(JP共)
出所 五本部海洋情報部



★25年221項 明石海峡 — 明石港 浮棧橋設置

明石港において、浮棧橋が設置された。

位置 下記2地点を結ぶ線上(幅1.8m)
(1) 34-38-41.6N 134-59-40.4E (岸線上)
(2) 34-38-41.3N 134-59-40.4E

海図 W1217(明石港)
出所 五本部海洋情報部



★25年222項 東播磨港 物揚場完成

古宮漁港において、物揚場が完成している。

区域 下記4地点を結ぶ線
(1) 34-42-33.1N 134-51-51.3E (岸線上)
(2) 34-42-32.9N 134-51-51.8E
(3) 34-42-31.2N 134-51-50.7E
(4) 34-42-31.4N 134-51-50.2E (岸線上)

海図 W107(JP共)
出所 五本部海洋情報部



★25年223項 姫路港東方 — 八木港 航泊禁止

八家川において、八家川水門設置工事が実施されるため、船舶の航泊が禁止される。
 (工事関係船舶及び姫路海上保安部長が許可した船舶を除く)

期 間 平成25年4月8日 日出～平成26年3月31日 日没

区 域 34-46-39N 134-43-28E 付近

備 考 区域明示用の黄色標識灯が8基設置される
 作業中は警戒船が配備される

海 図 W134A

出 所 姫路海上保安部長公示第25-1号(25.3.6)



★25年224項 相生港 重量物荷役作業

IHI 相生工場前面において、起重機船による重量物荷役作業が実施される。

期 間 平成25年3月28日、29日(予備日30日～4月1日) 日出～日没

区 域 34-47.4N 134-28.0E 付近

備 考 起重機船のアンカーワイヤーの海面下5mの位置を示す橙色球形浮標が設置される
 作業中は警戒船が配備される

海 図 W111(相生港)

出 所 姫路海上保安部



★25年225項 徳島小松島港 — 小松島区、第3区 灯標灯高変更

五管区水路通報25年8号167項削除

小松島高曾根灯標(灯台表第1巻3434)(34-01.1N 134-36.2E)の灯高が変更された。

灯高 新) 11m
旧) 10m
海図 W1126
出所 徳島海上保安部

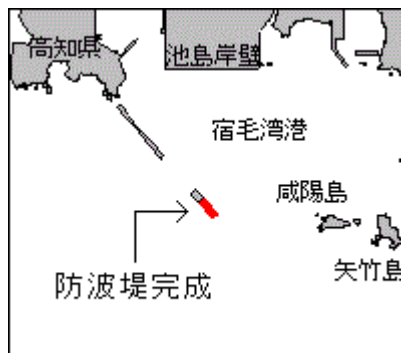


★25年226項 四国南岸 — 宿毛湾港 防波堤完成

池島岸壁南方において、防波堤が完成した。

区域 下記2地点を結ぶ線上(幅18m)
(1) 32-54-52.6N 132-40-32.2E (既設防波堤南東端)
(2) 32-54-51.1N 132-40-33.7E

海図 W1237(分図「宿毛湾港」共)
出所 五本部海洋情報部



★25年227項 四国南岸 — 宿毛湾港 標識灯について

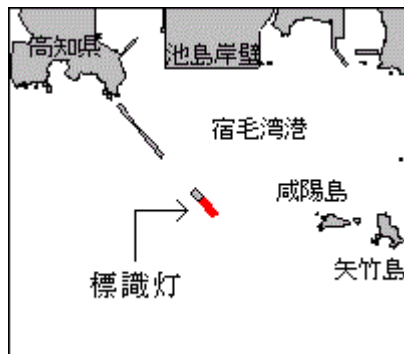
1 池島岸壁南方において、完成した防波堤を明示する黄色標識灯4基が設置された。

位置 下記4地点
(1) 32-54-52.7N 132-40-32.4E
(2) 32-54-51.3N 132-40-33.9E
(3) 32-54-50.9N 132-40-33.4E
(4) 32-54-52.4N 132-40-32.0E

2 既設防波堤南東端の黄色標識灯は撤去された。

位置 (5) 32-54-52.6N 132-40-32.2E

海図 W1237(分図「宿毛湾港」共)
出所 五本部海洋情報部



★25年228項 気象情報の提供一時休止

五管区水路通報25年10号208項削除

施設改修工事に伴い、海上保安庁が提供するディファレンシャルGPS(メッセージタイプ16)による気象情報の提供が一時休止される。

期 間 平成25年3月25日1000～1700、27日1030から60分以内及び1200～1400の間で30分以内

出 所 五本部交通部

★25年229項 海図改版

番 号	図 名	縮尺1:	刊行年月	図積	価格(税込)
W134B	姫路港西部	10,000	2013-03	全	3,360円
JP134B	WESTERN PART OF HIMEJI KO	10,000	2013-03	全	3,360円
備 考	上記改版に伴い、海図W134B(2007年9月刊行)、JP134B(2010年2月刊行)は廃版とする。				
出 所	海上保安庁水路通報25年10号(25.3.15)				

★25年230項 特殊書誌新刊

番 号	書 誌 名	刊行年月	価格(税込)
781	平成26年 潮汐表 第1巻	2013-03	4,336円
出 所	海上保安庁水路通報25年10号(25.3.15)		
